

債権者 アイク 北千住支店 御中

平成14年4月18日

ご 連 絡

東京都千代田区千代田1-1-1

司法書士 四谷 次郎

冠省

再生債務者司法 太郎（昭和40年1月1日生）東京地方裁判所 平成 年（再口）第 号の件につきましては、ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。

さて、貴社より当職宛に、債権届等の書類をいただきましたが、債権届出の効力を債権者一覧表に及ぼすためには債権届出期間内に裁判所に対して債権届を提出していただく必要があります。

つきましては、裁判所に対する債権届出もお忘れなくお願いいたします。

なお、今後の書類の送達場所につきましても裁判所に債権届をされる際に送達場所を付記していただきますようお願い申し上げます。

草々

債権者 アイフル 北千住駅前店 御中

平成14年4月18日

ご 連 絡

東京都千代田区千代田1-1-1

司法書士 四谷 次郎

冠省

再生債務者司法 太郎（昭和40年1月1日生）東京地方裁判所 平成 年（再口）第 号の件につきましては、ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。

さて、貴社より当職宛に、債権届等の書類をいただきましたが、債権届出の効力を債権者一覧表に及ぼすためには債権届出期間内に裁判所に対して債権届を提出していただく必要があります。

つきましては、裁判所に対する債権届出もお忘れなくお願いいたします。

なお、今後の書類の送達場所につきましても裁判所に債権届をされる際に送達場所を付記していただきますようお願い申し上げます。

草々

債権者 (株)武富士 千住支店 御中

平成14年4月18日

ご 連 絡

東京都千代田区千代田1-1-1

司法書士 四谷 次郎

冠省

再生債務者司法 太郎(昭和40年1月1日生)東京地方裁判所 平成 年(再口)第 号の件につきましては、ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。

さて、貴社より当職宛に、債権届等の書類をいただきましたが、債権届出の効力を債権者一覧表に及ぼすためには債権届出期間内に裁判所に対して債権届を提出していただく必要があります。

つきましては、裁判所に対する債権届出もお忘れなくお願いいたします。

なお、今後の書類の送達場所につきましても裁判所に債権届をされる際に送達場所を付記していただきますようお願い申し上げます。

草々

債権者 アコム 北千住駅前支店 御中

平成14年4月18日

ご 連 絡

東京都千代田区千代田1-1-1

司法書士 四谷 次郎

冠省

再生債務者司法 太郎（昭和40年1月1日生）東京地方裁判所 平成 年（再口）第 号の件につきましては、ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。

さて、貴社より当職宛に、債権届等の書類をいただきましたが、債権届出の効力を債権者一覧表に及ぼすためには債権届出期間内に裁判所に対して債権届を提出していただく必要があります。

つきましては、裁判所に対する債権届出もお忘れなくお願いいたします。

なお、今後の書類の送達場所につきましても裁判所に債権届をされる際に送達場所を付記していただきますようお願い申し上げます。

草々

債権者 プロミス株式会社 北千住支店 御中

平成14年4月18日

ご 連 絡

東京都千代田区千代田1-1-1

司法書士 四谷 次郎

冠省

再生債務者司法 太郎（昭和40年1月1日生）東京地方裁判所 平成 年（再口）第 号の件につきましては、ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。

さて、貴社より当職宛に、債権届等の書類をいただきましたが、債権届出の効力を債権者一覧表に及ぼすためには債権届出期間内に裁判所に対して債権届を提出していただく必要があります。

つきましては、裁判所に対する債権届出もお忘れなくお願いいたします。

なお、今後の書類の送達場所につきましても裁判所に債権届をされる際に送達場所を付記していただきますようお願い申し上げます。

草々

債権者 リッチ 渋谷八チ公前店 御中

平成14年4月18日

ご 連 絡

東京都千代田区千代田1-1-1

司法書士 四谷 次郎

冠省

再生債務者司法 太郎（昭和40年1月1日生）東京地方裁判所 平成 年（再口）第 号の件につきましては、ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。

さて、貴社より当職宛に、債権届等の書類をいただきましたが、債権届出の効力を債権者一覧表に及ぼすためには債権届出期間内に裁判所に対して債権届を提出していただく必要があります。

つきましては、裁判所に対する債権届出もお忘れなくお願いいたします。

なお、今後の書類の送達場所につきましても裁判所に債権届をされる際に送達場所を付記していただきますようお願い申し上げます。

草々

債権者 レイク 渋谷文化村通り支店 御中

平成14年4月18日

ご 連 絡

東京都千代田区千代田1-1-1

司法書士 四谷 次郎

冠省

再生債務者司法 太郎（昭和40年1月1日生）東京地方裁判所 平成 年（再口）第 号の件につきましては、ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。

さて、貴社より当職宛に、債権届等の書類をいただきましたが、債権届出の効力を債権者一覧表に及ぼすためには債権届出期間内に裁判所に対して債権届を提出していただく必要があります。

つきましては、裁判所に対する債権届出もお忘れなくお願いいたします。

なお、今後の書類の送達場所につきましても裁判所に債権届をされる際に送達場所を付記していただきますようお願い申し上げます。

草々

債権者 株式会社三和銀行 東京本部 御中

平成14年4月18日

ご 連 絡

東京都千代田区千代田1-1-1

司法書士 四谷 次郎

冠省

再生債務者司法 太郎（昭和40年1月1日生）東京地方裁判所 平成 年（再口）第 号の件につきましては、ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。

さて、貴社より当職宛に、債権届等の書類をいただきましたが、債権届出の効力を債権者一覧表に及ぼすためには債権届出期間内に裁判所に対して債権届を提出していただく必要があります。

つきましては、裁判所に対する債権届出もお忘れなくお願いいたします。

なお、今後の書類の送達場所につきましても裁判所に債権届をされる際に送達場所を付記していただきますようお願い申し上げます。

草々